

○司法官第五號
佐賀船審判所來八月一日開庭ス
右告示候事
明治十六年七月十三日
司法卿大木喬任

叙任賞勳

Table listing appointments and awards. Columns include rank (e.g., 歩兵中尉, 歩兵少尉), names (e.g., 原則, 須藤貞), and locations (e.g., 東野, 津川).

時事新報

監獄ノ出火

我國官廳ノ建築ハ甚チ粗造ナリ宜シク今一層堅牢ナル材
料ヲ以テ一層美麗ナル建築ヲ造リ高樓大廈一目シテ大日
本帝國ノ官舎タルニ愧ヤザルガ如クスベシトハ我輩ガ常
ニ唱フル所ノ持論ニシテ其成否ノ如何固ヨリ速急ヲ要ス
ベキニアラズ誠ハ目下財政不如意ノ折柄一時官舎ノ建設
ニ就テ數百萬ノ金額ヲ支出スルハ到底行ハルベカラザル
トナリトノ説モアラバ敢テ速成ヲ期スルニ及バズ所謂大
器晚成ノ語ニ從ヒ先ツ壯大ナル規模ヲ作り年々漸次
ニ此規模ニ基テ作事ヲ起シ遂ニ數十年ヲ俟テ完成ヲ見ル
ノ覺悟ニテ今ヨリ取掛ランニハ其政府ノ歳出ニ人民ノ產
中ニ左マテ著ルシキ影響ヲ蒙ラズテ數十年ノ後々如何
ニヤ日本帝國ノ官舎ナリト世人ノ輕侮ヲ蒙ラザルガ如キ
一大壯觀ヲ呈スルニ至ルベシトハ又是レ我輩ガ不斷口ニ
スル所ノ論ナリ殊ニ昨年冬以來官舎ノ續々祝融ノ災ニ掛
リ空シク鳥有ニ雖モ一則其建物の烟消セシムルニモガ
緊要大ナル事ナリト云フモ其重モナル事ナリト一般官廳ノ
スノ恐レアリ云フモ其重モナル事ナリト一般官廳ノ
本造ニシテ大ニ失火ヲ助ケルノ媒介タルニ在ルナリトセ
ハ我輩ハ益以テ一日モ速カニ堅牢久シキ塔ニ建テ我輩
ニ換ヘアルベカラザルノ要用ヲ感シタルヲ以テ會テ我輩
ハ官舎ノ出火ト雖モ則カ當局者ノ注意ヲ促カシ又讀者ノ
注意ヲ求メスルコトヲ以テ然ルニ爾來者過リ夏來テ漸ク暑
氣ノ盛ニ人々熱ノ儀ニ向ヘントスルノ折柄ナレバ低
層ノ官舎ナラバ火災ノ虞ハ尠ナシトモ言ヘズ官舎ノ火災
ハ官舎ノ火災ト雖モ則カ當局者ノ注意ヲ促カシ又讀者ノ
注意ヲ求メスルコトヲ以テ然ルニ爾來者過リ夏來テ漸ク暑
氣ノ盛ニ人々熱ノ儀ニ向ヘントスルノ折柄ナレバ低
層ノ官舎ナラバ火災ノ虞ハ尠ナシトモ言ヘズ官舎ノ火災

上ハ又々多額ノ火災ヲ續スルノ候ニ至レハ世間ノ流行
ト共ニ官廳ノ亦々昨年ノ如ク屢々火ヲ失スルノ不祥ニ遭
フヤモ計リ知ルベカラズ之レカ豫防ノ方法ヲ講スルコソ
目下ノ急務ナルニモ世間ニテハ尙此邊ニ就テ毫モ兎角
ノ論議ヲ下ラスナク當局者ニ於テモ亦左マテ配慮スルノ
機子ナキハ我輩ノ切ニ遺憾ニ堪エザル所ナリ
扱又茲ニ我輩ガシテ一層官舎改造ノ要用ヲ主張セシムル
ニ至ラシメタルハ頃日各地監獄署ノ續々出火スルコトナ
リ蓋シ昨年以來岡山ニ西京ニ近頃又廣島ニ其監獄署ヨリ
火災發シ火勢ノ強キ者ハ數棟一時燃上リテ囚徒ノ中或
ハ生ナガラ焦熱地獄ニ墮落スルアリ或ハ此際擧ニ乘リ逃
亡シテ踪跡ヲ曉マズ近隣ノ民衆ニ押入り強盜強姦ヲ働
クモノアリ兎ニ角斯カル出火ノ爲ニ其地方ニ一大慘狀ヲ呈
スルコト昨年来特ニ夥シキハ我輩ガ新聞紙上ニ就テ知ル
所ナリ而シテ其源因ヲ問ヘハ重罪人ノ監獄ヨリ強風ノ折
射規ヒ効カニ其獄舎ニ火ヲ放チテ遂ニ事故ニ至ラシムル
モノ其多キニ居ルガ如ク去レバ斯ク獄舎ノ類々火災ニ罹
ルモ畢竟其建築ノ宜シキヲ得ザルニ依ルモノナリト云ハ
ザルナリ得ズ或ハ地方ニ依テハ監獄ノ建設日尙淺ク隨テ獄
則ノ未ダ周到ナラザル獄丁ノ未ダ其事ニ慣レザルヨリ自
カラ囚徒ヲシテ謀テ企シムルノ源因ナリ其獄舎ニ放火
セシムルガ如キ珍事ヲ惹キ起シテアラソモ知ルベカラズ
ト雖モ若シ其獄舎ニシテ木材ヲ用ヒズ一切放火ニ不便ナ
ル材料例ヘハ石若クハ煉瓦ノ如キモノヲ以テ之ヲ建築シ
タランニハサスガ大惡無道ノ徒モ亦遂ニ其謀謀ヲ逞
カスルヲ得ザルヤ明カナリ或ハ一通リ考フレハ囚徒トハ
昔ナリテ社會ノ惡人法律ノ罪人ニシテ吾人良民ヲ害スル
ノ毒物ナレバ此毒物ニシテ自カラ求メテ焦熱地獄ニ墮落
ス所願シテ火ニ入ル夏ノ虫其身ヲ失フモ誠ニ止マナリ得
サルコトナリト思ハレハ火ヲ放チ者ハ大概重罪人ノ今
一度逃亡シテ尙惡逆ヲ逞セシテ欲スル者ニシテ輕罪人
ノ一朝悔悟シテ獄舎ニ出レハ一個ノ良民タルヘキ者却テ狂
火ノ爲ニ空ニ墮ルニ其命ヲ失フテ如何セシムルハ
キノ次第ニアラズヤ況ンヤ大罪人トテ敢テ懲罰ニ之ヲ取
扱ハズ成ルベク丁率ニ之ニ接スルコト明哲昭代文明ノ徵
候ニ云フベキニ於テオヤ獄舎改造シテ放火ノ憂ヲ除ク
ノ策ヲ講スルコト今日ノ急務ト云ハザルヲ得ザルナリ人或
ハ曰ク昨年大官官ノ布達ヲ以テ府縣監獄署建築費ハ其地
方稅ニ負擔セシムルコトナリトシ今ヤ地方ノ民力ヲ察ス
ルニ一線一厘モ其負擔ヲ輕クセザルベカラザルノ折柄今
一應ニ獄舎改造スベシトテ到底行フベカラザルコトナ
リト雖モ則カ當局者ノ注意ヲ促カシ又讀者ノ注意ヲ求
メスルコトヲ以テ然ルニ爾來者過リ夏來テ漸ク暑
氣ノ盛ニ人々熱ノ儀ニ向ヘントスルノ折柄ナレバ低
層ノ官舎ナラバ火災ノ虞ハ尠ナシトモ言ヘズ官舎ノ火災

雜報

○御慰問行啓 昨十二日午後一時卅分 皇后宮内
倉右府の邸へ行啓在るべき旨を仰出され同二時同公邸へ
若せられ右府の病氣を御慰問ありて還啓在らせられし
猶また昨十三日は思召を以て御手許より鮮魚并御菓子
等と女官の御使として同公へ賜ひりたり
○滋宮參内 前號ニ皇子明宮參内の事を記せしが皇女
宮内も本日午前十時下谷二長町嵯峨邸御出門より赤坂飯
皇居へ參内 聖上兩皇后宮へ御對顔在らせりたり
○御遊獵場 牛込小石川兩區ニ跨ぐる江戸川筋へ今度御
遊獵場を設けらるゝ由にて既に此程宮内省が官吏數名を
派出の上地形等の檢分もありし候お聞けり
○競馬場 宮内省より於て今度澁谷御用地の内へ更ニ競馬
場を設け本年秋季戸山學校内へ備へし競馬の同所に移
去執行あるよし
○岩倉石大臣 同大臣の病体ハ近日體程快方赴死しお
付ての内々 聖旨もこれ有る趣にて一昨日より各參議の
内一名宛日々同邸へ赴き内閣の政務を協議するといふ
○ワヨア侯 同侯が當地を出發する旨の豫て前號へ記
せしが今昨十三日同侯の隨官二名を護し三田御邸の旅
館を引掛ひ午後二時四十分新橋發の電車にて横濱へ赴き
さ直ち居留地甘番館へ着されり右お付一昨日の小松
宮さま昨日の山縣、大木の兩參議、鍋橋式部卿も各別と
して同侯旅館を訪ひれたり
○品川大輔の一行 目下北海道歸中ある品川農商務大
輔及安田北海道事務管理局長は本月一日札幌區篠路村阿
州興産社及丘珠村清國移民の開墾地を巡視し同四日小樽
余市地方へ向け出發しり
○大森鐵一君 巡査員田中參事院議員長を隨行して奥羽
及北海道に出張したる大森參事院議員長も去る十五日
京したるよし
○千本縣令 總務千本縣令の管下總務課事務所落成
會同會(落成)并洪水用筋の状況巡視の定め去る十一日
出發したる
○大谷光盛 寺の大谷光盛
りて凡三
比郎を訪
○沼間守一 沼間守一
あ揚揚せ
ハ二三日
○歸任 歸任
海運屯田
○岡判事 岡判事
比歸任し
命せられ
○御用掛 御用掛
大坂在勤
へ出張を
掛銀行局
査のため
去る十一
○外賓入浴 外賓入浴
方ハ英國
日中より
中將フォ
の高齡お
至つて壯
はは運動
頂へ登り
はは必死
はは決し
べき事あり
○四年忌 四年忌
少將川路利
行し鹿兒
○清國上海 清國上海
海七月三日
て亞細亞
興險の一大
の関を種々
くし無事
清國の交通
の風潮あり
德國は露
自辨とし
の上双方

出發したる
○大谷光盛 寺の大谷光盛
りて凡三
比郎を訪
○沼間守一 沼間守一
あ揚揚せ
ハ二三日
○歸任 歸任
海運屯田
○岡判事 岡判事
比歸任し
命せられ
○御用掛 御用掛
大坂在勤
へ出張を
掛銀行局
査のため
去る十一
○外賓入浴 外賓入浴
方ハ英國
日中より
中將フォ
の高齡お
至つて壯
はは運動
頂へ登り
はは必死
はは決し
べき事あり
○四年忌 四年忌
少將川路利
行し鹿兒
○清國上海 清國上海
海七月三日
て亞細亞
興險の一大
の関を種々
くし無事
清國の交通
の風潮あり
德國は露
自辨とし
の上双方